

(被解雇者) 橋本寅之助 小山 幸吉

等ニシテ飯田ヨリ従業員解雇問題ニ付最ニ吾々ハ要求書ヲ提出シテ置イタカ社長ハ此降能ク従業員ノ立場ヲ賢察考慮ノ上裁量アル回答ヲ得タイ

小酒井社長 自今ハ元來出版業ヲ本社ハ直接関係シテ居ルカ印刷工場ノ方ハ特別會計ニ属シ復テハ竹村工務部長ニ委ネテ居ルノテ印刷工場ノ詳々事情ハ單ニ報告ヲ聞テ井ルニ過ラズ故ニ諸君ノ要求書ニ對シテハ私カラ回答ヲ約シ葉ナル 然レ私モ社長トシテ責任カアルカラ速ニ解決スル様希望シテ井ルト回答シ勞資ノ間ニ種々折衝スル知アリシカ復ラズ最後ニ飯田ヨリ吾組合ハ此度ノ解雇ハ何事理由ナク不審解雇ト認ムル然レ吾々會社ノ面目ヲモ考慮シテ五人中一名解雇ヲ認メルカラ會社モ復り四名ヲ復職サセル様所考慮、上十二日午前十時迄ニ回答セラレ友ト迷ハ再見ヲ約シ退

出キリ

四十二日午前十一時ヨリ午後零時三十分前記場所

會社側 竹村(工務部長)

爭議團側 飯田 齋久保 以上組合

橋本 崎本 小山 島田 増田 以上従業員

等ニシテ飯田ヨリ

昨日會見ノ際吾々ノ要求書第一項ニ對シ被解雇者五名中一名ノ解雇ヲ承認スルカ後リ四名ヲ復職スル様考慮ヲ求メテ置イタカ其ノ回答ヲ聞ヤタイ、竹村(會社側)

昨日來種々考慮シタカ工場統制上復職ハ不可能ナルト拒絶シ更ニ要求事項中第二第三第六第八第十第十四ノ各項ハ一応考慮スルモ外九ヶ項目ハ遺憾ナカラ拒絶スルトヲ回答シ共ハ